

<2005年1月>

「兵は凶器なり」(47) 15年戦争と新聞メディア 1935 - 1945

太平洋戦争と報道検閲 = 毎日新聞「検閲週報」の証言

前坂 俊之
(静岡県立大学国際関係学部教授)

以下は「戦時情報局の役割 - 発見された毎日新聞「検閲週報」の証言から」(新聞研究
1975年1月号)田中菊次郎(東洋大学教授)より

**第二次特別攻撃隊記事取扱要領通加訂正 海軍省(三月二十五日午後一時半)
<差止解説(昭18・3・25)>**

シドニー、マダガスカル第二次特別攻撃隊の記事取扱要領に次の追加訂正がありました。

- 1 勇士の写真は個々の顔だけのものはよいが、十勇士が集合して、撮影した記念写真は使用不可
- 2 「軍神」の辞句はもちろん不可であるが、「武神」「勇神」など、まぎらわしき辞句も使用せざること
- 3、取扱要領第二項中「二十八日付朝刊には一般記事資料、家庭訪問、絶筆等の扱いを本紙においては社会面のみ」と指定した点を取り消す(要するに面の指定がなくなった)
- 4、軍神と同じような派手な紙面を作らないよう編集上注意すること

○三月二十一日 日曜 <週報第三十二号(昭18・3・28)>

警視庁検閲課より朝刊「余録(毎日新聞)」の「二、三年前、ルーズベルトが一九四三年三、四月の間に暗殺されると予言したオランダ人があった」という記述が楽観的気分を与えるので一般安寧秩序の注意処分となったと通知してきた。ヘルマンという男のこうした予言は報道してはいけないことになっているそうである。

○四月八日付通達、<差止解説第三十五号(昭廿・4・13)>

同十日から実施された陸海軍の国土防衛に関する新聞掲載許否判定要領(軍防衛)及

び国土防衛(除草防衛) に関する記事取締判定要領(民防衛)に関し、次の如く当局の説明があった。

- 一、従来、陸軍においては「国土防衛中防空に関する新聞掲載許否判定要領」(含民防空)があり、海軍においては「新聞掲載禁止事項の標準」中に「海軍において実施する国土防衛に関する事項」として禁止五項目をあげていたのだが、新通達は防空のみに限定せず、陸海軍を一本にして国土防衛の全般に及んでいる。
- 一、許否判定要領第一条は第一項から第三項まで掲載可能のものを規定したもので、敵襲時における報道は、作戦用兵関係は大本営発表、各省の行政措置に関しては各省において発表される
- 一、新通達文第一条は発表権と、発表されたものは掲載差し支えないことを明文化したもので、その他のものは一般に掲載禁止となっている。
- 一 同第二条は掲載禁止の事例をあげたもので、あくまでも事例であって禁止の全部ではない。具体的事実については、この線に沿ってその都度研究の必要がある。
 - 1、敵の攻撃効果の判定資料となるべき事項 - 結局、被害のことであるが、これは原則として発表がなければ扱えぬ。その点、旧判定要領と同じである。何人死傷とか、何軒焼失したとか、どれだけの地域に対して被害を及ぼしたかというのは、すべて発表がなければ不可である。
 - 2、防空警報発令 の時刻及び警備区域の細部 - 旧判定要領と同一で、時刻を何時何分と示し、区域を府県別等により、正確に示すことは出来ないが、ただし午前、午後、朝、夕、夜、台湾北部、九州南部等とするなら差し支えない。
 - 3、防衛部隊の戦闘の状況並びにその成果 - 大本営の発表がなければ扱えぬ
 - 4、敵の来襲による陸・海軍の被害状況 - これも大本営発表を必要とするもので、昨年四月十八日の敵襲の際のものも未だに発表されず、省令によって抑えられているものである(以下略)

○四月二十八日 水曜 <週報第三十七号(昭 18・5・2)>

陸軍クラブ員より次の連絡あり。兵器行政本部からの申し入れであるが、戦車を「鉄牛」と呼ぶのはノロノロしていそうな感じでよくない。「鉄獅子」といったような強そうな表現でやってもらいたい。あす観兵式があるので特に願います。

○五月三日 月曜<週報第三十八号(昭 18・5・9)>

西部検閲課から「海軍戦死者の記事扱いであるが、きょうの広島版は呉鎮(注・呉鎮守府)発表分が三十名、横鎮(注・横須賀鎮守府)分が二名計三十二名となったが、かかる場合の処置如何」と問い合せて来た。これは去月二十六日付の「戦死者発表に関する件」の通達によって、一地方版に三十名以上の掲載は出来ぬものである。

○五月五日 水曜 <過報(同上)>

六日付夕刊、キナビリンの広告中に「アメリカの逃亡兵続出」の見出しがあり、これが広告記事本文中にあるのはやむを得ないとしても、見出しに扱うことほ国内に楽観的印象を与える恐れありとして注意処分となった。

一 十日 月曜 <週報第三十九号(昭18・5・16)>

前夜北海道が敵潜水艦に砲撃され、陸軍から「北部軍発表」の形式で発表されたが、右発表以外の現地記事は陸軍の検閲を要すと陸軍から申し入れがあり、海軍では不要、情報局は見せてくれという。そして扱いとしてはトップは不可、三段以内の普通扱いと指定された。

○五月十四日 金曜

陸軍より「アッツ島」記事取扱制限の通知あり、

書いてよいもの

- (一) 第一線部隊の寡兵奮戦に感謝すること
- (二) 敵が逐次兵術を增強していたこと
- (三) 米国は戦略作戦が攻略あるいは世論に制肘されていること(何か手を打って宣伝したり政治的考慮を払ったりすること)
- (四) ルーズヴェルトの四期当選を狙う人気取り政策
- (五) キスカ島は未だ敵を一兵も見ず
- (六) ソロモン、ニューギニア方面では米ほ惨烈な戦闘をしたが、今次の反撃作戦によって更に大きな犠牲を受けるだろう。

書いていけないこと

- (一) 戦略的価値(わが方に対する)は一切禁止
- (二) わが将来の作戦企図
- (三) 戦況並にわが方の敵情判断
- (四) 上陸せる敵兵力判断並びにわが兵力を暴露せぬこと
- (五) 戦況の楽観
- (六) 熱田、鳴神を用いず、ただ「アッツ」「キスカ」とすること

上の様に従えは検閲不要

交換船帰国者座談会記録(九月一日)記事不掲載となる。 <検閲週報第二号(昭17・9・6)>

情報局談 先般の帰国者は外交官、会社重役、新聞記者及びその関係者などであったため、これを特権階級の帰国であるとなし、在米邦人を多数出している岡山、広島、和歌山県下などには穏やかならぬものがあった。
南北アメリカにはなお数十万の邦人が残留しているので、米政府はこれによって国内分裂を来さしめんとする謀略の意図さえ見えるから、記事取り扱いは慎重を期さぬと影響が極めて大きい。〔注〕日米交換船浅間丸、コンテベルデ号は八月二十日帰国

暴風雨 - 内務省連絡会議 <差止解説(昭 17・9・9)>

八月二十七日付暴風雨襲来に関する件は災害の原因が気象によること、いかなるものでも二段以上の扱いは不可である。〔注〕西日本に台風、死者八九一人、家屋全壊三万三二八三戸の被害(27日～29日)

天理本道一派の不敬罪、治安維持法違反被疑事件は公開判決であっても新聞には記事扱いせぬよう — 情報局から注意 - 1(九月七日) = <週報第三号(昭 17・9・13)>

○八月二十七日付、<週報第四号(昭 17・9・20)>

九州、中国地方の暴風雨について内務省申し入れ一部解除(九月十九日) - 得興対策等に暴風雨の字句および写真を使用しないと表現が不十分となる恐れがあるため。

暴風雨 内務省連絡会議<差止解説第三号(昭 17・9・22)>

- 1 今までの被害状況を総合的に扱うことは解除した目的に反するので、見合わせてもらいたい
- 2 今後、暴風警報が出た場合に暴風の用語を用いて差し支えなし。ただし台風とか、強風というような用語はいけない。風位、風速もいけない

気象管制 - <週報第五号(昭 17・9・27)>

二十一日付朝刊一版の社会面に掲載された郷土訪問飛行「福や、母さんだよ」という見出しの記事中に「蒼空に憤然たる陽光を浴びて」という文句が気象管制に抵触するから、次版から削除してくれと内務省より注意。

〔注〕 軍用資源秘密保護法に基づき、文部省関係の秘密指定で、天気予報はだめ、二十四時間以内の天気については書けなかった。

酒の配給 九月二十一日(同上)

東京府市記者会協定で「十月分の酒一升配給に関する記事は内務省と府の申し入れで一切掲載せざるよう協定す」。東京市の増配で地方に不満の声あるため週報

十月三十一日 <週報第十号(昭17・11・1)>

総動員法第三十九条に注意(総動員未達関係の差し止め事項について新聞が差し押えられた場合は刑事責任を伴う)「第二〇条第一項の規定による制限又は禁止に違反したるときは、新聞紙に在りては発行人及び編集人を二年以下の懲役又は禁錮、又は二千元以下の罰金に処す 新聞紙に在りては編集人以外において実際編集を担当したる者及掲載の記事に署名したる者もまた前項に同じ」

十二月十三日付朝刊 <差止解説第十八号(昭17・12・5)>

各社とも「書籍雑誌用紙の縮減」の記事(同盟通信)を出し、そのうち昭和十八年最初の用紙割当が全体量において四割の削減となるという点が、総動員示達の商工省所管物資の消費規制の率に関する差し止めに抵触するので、いずれも削除処分

(注) これをうけて十二月十八日、地方部は各支局へ「用紙制限により一月一日以降の地方版は独立ページでなくなり、社会面の一部に吸収する」ことを通知している。

当時は朝刊四、ページ、夕刊二ページの合計六ページ建てであったのが、この用紙削減で当然、朝刊も二ページのベラ新聞に落ちこむ事態となった。

闇取引を衝く場合 <差止解説第二十一号(昭17・12・29)>

闇の方法を書くに興味に流れ、また数字を敵側に悪用されるおそれがあるので、その行為が非国民的であることを糾弾し、さらに建設的な方向をもつことに御注意願いた。

十二月二十六日付東京新聞「氾濫する買出部隊」の記事 <差止解説(同上)>

は買い出し部隊のはんらんのみを描き、建設的性格に乏しく、一般安寧の点から注意処分

十八年一月一日 <週報第二十号(昭18・1・3)>

金曜元日付「朝日」の中野正剛執筆「戦時宰相論」が東条首相のげきりに触れて禁止処分。この記事は情報局の検閲済のものであり、禁止に値するほどのものとは考えられない。もし今後にかかる禁止の方針がとられるとすると、検閲課に大混乱を生ずることとなる。

用紙制限の方針変更 <差止解説第二十二号(昭18・1・12)>

内務省・金井検閲課長は十二日の各社連絡会議でつぎのように要望した。
「用紙問題は物動計画に組み込み、実施直前において旧版現状維持に変更した。これは政府が新聞の重要性を一段と認識し、決戦の年において新聞に期待するところ極めて大なるを立証するものである。

新聞界は新年早々多少の問題があった(朝日の禁止処分を指す)。慎重を期して政府の期待に添って頂きたい。内務省内閣済の原稿も、検閲済だからといって、その扱い如何では印象が全く違ってくる。特に御留意が願いたい」

買いあさり部隊一月十八日 <週報第二十三号(昭18・1・24)>

衣料切符点数の引き上げに伴う、きょう一日の猶予を狙って買いあさり部隊が商店に押しかけ、醜態を演じているという記事が、他社から検閲に回ったので、内務省から面白くない記事と申し入れた。

○二月二十二日 月曜 <週報第二十八号(昭18・2・28)>

相撲協会協定 国技館の鉄骨供出に関する記事は相撲協会の発表あるまで掲載せざること -。

○三月二日 火曜 <週報第二十九号(昭18・3・7)>

繊維記者会協定

- 一、日本人絹織物製造会社の存廃論及び絹人絹配給会社との合併説並びにこれにか
らまる福井県その他地方における地方に単一統制会社設立に関する件は一切書
かざること
- 二、絹織物の生産計画について不合理の点ありやに関する事項は、当局の政策に協
力し、当分の間一切記事とせざること =

○三月五日 金曜 <週報第二十九号(同上)>

- 一、この日閣議で全国の銅像回収に関し決定をみたが、右は機密事項として発表せぬこ
とになり、首相官邸において一応の新聞記事取扱上の指示があったが、この指示
の線に沿って、六日内閣記者会協定事項として、次の通り記事取り扱いが明確化さ
れた。
- 一、商工省内に銅像取壊委員会(仮称)が設置され、同委員会において銅像の家族に文
書をもって了解を求めた上実行する。

- 1、差し止めは出さぬ
- 2、閣議で決定したということ、政府の方針であること、全国一斉に回収すること、事前または予想記事(誰々の銅像が近く回収することになる模様等)、以上の事項はもち論、大局的に大量の数字を書くことは不可である
- 3、個々の銅像が回収された事実は本紙版で取り扱ってよろしい
- 4、地方版においても、本府県から誰々外何名の銅像が応召するという記事は不可である。個々の銅像における取り壊しの写真は可である
- 5、宮様、西郷隆盛、大村益次郎、楠正成等の銅像は回収しない方針である一

今回の全国的銅像回収に関しては <差止解説第三十号(昭18・3・9)>

五日の次官会議において、閣議決定をみれば発表する予定であったが、発表は対外的にみて適当でないということになり、官邸においても指導があり、内閣記者会の協定になった。発表せぬとの理由は

- 一、任意、自発的の供出でなく、閣議の決定ないし国の力をもって回収するということは敵の謀略に利用される恐れがある
- 二、回収銅像に関しては、委員会が設けられて、その審議により回収が指定される。銅像は国民崇敬の的であり、国民感情に照らしても事前抜いは面白くない
- 三、全国における予定数最はもちろん、一府県の数量も防諜上報道してもらいたくない
- 四、分析した結果の数字的扱いも防諜上面白くない

以上の点から記者会協定となったものであるが、記者会の協定を順守されるよう希望する

(つづく)